

令和5年度 加東市子どもの学習・生活支援事業業務委託(長期継続契約)
受託者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度加東市子どもの学習・生活支援事業業務委託(長期継続契約)(以下「本業務」という。)

(2) 目的

生活保護・生活困窮世帯の子どもの対象に、家族以外の大人や子どもと出会い、安心して活動できる場を提供することで、日常生活習慣、日々の学習の習慣づけ等を行い、子どもの将来の自立を後押しする。また、子どもの養育者に対する相談支援を同時に行うことで、世代間における「貧困の連鎖」を防止することを目的とする。

(3) 業務内容

令和5年度加東市子どもの学習・生活支援事業業務委託(長期継続契約)仕様書(以下「仕様書」という。)に掲げる以下の事業の実施に係る業務。

- ① 学習支援
- ② 生活支援
- ③ 相談支援

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

翌年度以降における委託料について、本業務に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であることをもって効果を有する。なお、受託者は委託業務について、予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じることについて承知したものとす。

(5) 業務開始

令和6年2月1日から(3)①～③の事業を開始することとし、契約締結日の翌日から業務の開始日までは事業の準備期間とする。

(6) 見積限度額

この業務は長期継続契約に該当し、本業務に係る概算見積額の上限は次のとおりとする。ただし、翌年度以降における所要の委託料の上限額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。なお、これにより受託者に損失が生じた場合は、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できるものとする。

ア 総 額 業務委託料 14,275,334円

イ 令和5年度(準備期間及び令和6年2月1日から令和6年3月31日までの事業分)
業務委託料 785,334円

ウ 令和6年度(年額) 業務委託料 3,350,000円

エ	令和7年度(年額)	業務委託料	3,365,000円
オ	令和8年度(年額)	業務委託料	3,380,000円
カ	令和9年度(年額)	業務委託料	3,395,000円

※取引に係る消費税及び地方消費税を含む。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

- ① 参加資格審査
- ② 一次審査(書類審査)
- ③ 二次審査(プレゼンテーション審査)

3 参加資格

参加事業者は、次のすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 「令和5年度加東市指名競争入札参加資格者名簿」で役務提供の登録をしている者であること。ただし、当該登録を行っていないものであっても、次の各項目に掲げる書類を提出し、本市入札参加資格者としての基準を満たすことが認められるものにあつては、当該登録を行っているものと同様の資格があるとみなす。

ア 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書

イ 会社又は法人の概要

ウ 財務諸表(直近1年)法人貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

エ 直近年度の国税(法人税並びに消費税及び地方消費税の未納が無いことが確認できる納税証明書:その3の3)、都道府県税(事業税及び都道府県民税)及び市町村民税全ての納税証明書

オ 印鑑証明書(証明年月日が参加申込書提出前3か月以内)

- (2) 参加申込期限において国・地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (5) 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定するものでないこと。

4 本業務及び実施要領等に対する質問受付及び回答

本業務及び実施要領等に関して質問があるときは、次のとおり行うこと。

- (1) 提出書類 : 質問書(様式第8号)

- (2) 提出期日 : 令和5年6月23日(金) 午後4時30分まで
 - (3) 提出先 : 〒673-1493
兵庫県加東市社50番地 加東市役所1階 健康福祉部社会福祉課
TEL(0795)43-0407
メールアドレス shakai-fukushi@city.kato.lg.jp
 - (4) 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便、期限必着)又は電子メール
 - (5) 回答期日 : 令和5年6月28日(水)
- ※回答はFAX 又は電子メールにて行う。

5 参加申込み、審査結果の通知及び参加資格審査結果に対する質問受付・回答

参加申込書類をもとに審査を行い、3の参加資格を満たさない者及び明らかに本事業の目的を達成する為に適当でないと判断される者については失格とする。参加資格審査の結果、失格となった者に対しては、質問の受付及び回答を行う。

(1) 参加申込書の提出

- ア 提出書類 : 参加申込書(様式第1号)、会社(法人)概要書(様式第2号)
業務実績調書(様式第3号)
- イ 提出期日 : 令和5年6月30日(金) 午後4時30分まで
- ウ 提出先 : 4(3)と同じ
- エ 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便、期限必着)
- オ 必要部数 : 1部

(2) 参加資格審査結果の通知

- 令和5年7月7日(金)
- 審査結果については、書面により通知する。

(3) 参加資格審査結果に対する質問受付・回答

- ア 提出書類 : 質問書(様式第8号)
 - イ 提出期日 : 令和5年7月12日(水) 午後4時30分まで
 - ウ 提出先 : 4(3)と同じ
 - エ 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便、期限必着)又は電子メール
 - オ 回答期日 : 令和5年7月18日(火)
- ※回答はFAX又は電子メールにて行う。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出は、次のとおり行うこと。

- (1) 提出書類 : 企画提案書(表紙、目次、様式第4号から様式第7号の④)
- (2) 提出期限 : 令和5年7月31日(月) 午後4時30分まで
- (3) 提出先 : 4(3)と同じ

- (4) 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便、期限必着)
- (5) 必要部数 : 7部

7 一次審査

(1) 審査(書類審査)

本業務に係るプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)による、書類審査(別紙「評価基準(発表時の対応等は除く。)」により、上位3者を選定し、その他の者については失格とする。ただし、企画提案書を提出した者が3者以下である場合は、9に係る審査のみを担当課(社会福祉課)が行い、失格とならなかった全ての者を二次審査対象とする。一次審査の結果、失格となった者に対しては、質問の受付及び回答を行う。なお、一次審査を行った場合の一次審査の評点は、二次審査に加算しない。

(2) 一次審査実施及び結果通知

- ア 実施日 : 令和5年8月8日(火)
 - イ 結果通知 : 令和5年8月10日(木)
- ※審査結果は書面にて通知する。

(3) 一次審査(書類審査)結果に対する質問受付及び回答

- ア 提出書類 : 質問書(様式8)
 - イ 提出期限 : 令和5年8月16日(水) 午後4時30分まで
 - ウ 提出先 : 4(3)と同じ
 - エ 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便、期限必着)又は電子メール
 - オ 回答期日 : 令和5年8月21日(月)
- ※回答はFAX又は電子メールにて行う。

8 二次審査

(1) 審査(プレゼンテーション)

委員会によるプレゼンテーション審査により、受託候補者及び次点者を選定する。各委員は別紙の評価基準に基づき評価し、評点を確定させるものとする。審査については、以下の点に留意すること。

- ア 1提案者あたり、プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分程度とする。
- イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ウ プレゼンテーションにおいて、パソコン等の危機を使用する場合、提案者側で準備すること。(プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。)

(2) 選定手順

評点の合計が最も高い者を受託候補者とし、次順位の者を次点者とする。評点が高い者が複数あった場合は、評価基準の企画提案の内容に対する評点が高い者を上位とする。それでも差がない場合は、評価基準の企業の業務実績及び受託体制に対する評

点が高い者を上位とする。ただし、全ての提案者の点数が、満点の6割を超えない場合は不調とし、改善事項を書面により提出させ、再度審査を行う。二次審査の結果、受託候補者以外の者に対しては、質問の受付及び回答を行う。なお、参加申込者は1者であっても、二次審査を行い、同様の基準により受託候補者を選定する。

(3) 二次審査実施及び結果通知

ア 実施日 : 令和5年8月28日(月)

イ 結果通知 : 令和5年9月6日(水)

※審査結果は書面にて通知する。

(4) 二次審査(プレゼンテーション審査)結果に対する質問受付及び回答

ア 提出書類 : 質問書(様式8)

イ 提出期日 : 令和5年9月13日(水) 午後4時30分まで

ウ 提出先 : 4(3)と同じ

エ 提出方法 : 持参、郵送(書留郵便、期限必着)又は電子メール

オ 回答期日 : 令和5年9月20日(水)

※回答はFAX又は電子メールにて行う。

9 失格事項

(1) 提案書類に虚偽の記載をした場合

(2) 提案する見積金額が、1(6)に掲げる見積限度額(総額及び各年度に掲げる額)を超える場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(4) 提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

10 その他

(1) 参加資格を有する者と認められた後に辞退する場合は、辞退届(様式第9号)を提出すること。

(2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者との間で契約金額等を協議の上、契約を締結することとする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の記載があったとき又は協議が成立しないときは、その選定を取り消すとともに次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。

(4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類は、審査、説明等のために、市がその写しを作成し、使用することができることとする。

(6) 参加申込書等及び企画提案書について、提出期限(市が別途追加資料の提出を求め

た場合は、その提出期限)後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。

- (7) 審査結果は、市のホームページにおいて公表する。
- (8) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (9) 受託者から提出された書類(企画提案書を含む。)は、加東市情報公開条例(平成18年加東市条例第16号)の規定により、請求に基づき開示する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報(受託者以外の参加者から提出された提出書類を含む。)は、同条例の規定に基づき公開することがある。
- (10) 委員会は非公開とする。

別紙 評価基準

評価内容	配点
企業の業務実績及び受託体制	10
・類似業務の実績(様式第3号:業務実績調書)	4
・業務遂行にあたり必要な人員配置・業務の実施体制が確保されているか (様式第4号:業務実施体制表)	3
・現場管理者は本業務の企画運営に関し総合的な判断をすることができる者を選任 することができるか(様式第5号:配置予定者調書)	3
費用	10
・見積金額は安価か(様式第6号:委託料見積書)	10
企画提案の内容	55
・学習習慣を身に付け、学習に対する意欲を向上させる計画が提案されているか (様式第7号の②:提案書)	10
・日常生活習慣を身に付け、規則正しく生活を送れる計画が提案されているか (様式第7号の②:提案書)	10
・子どもたちに居場所を提供し、子どもにとって安らかな時間を過ごせる計画が提案 されているか(様式第7号の②:提案書)	10
・保護者への支援方法が具体的に示されているか(様式第7号の②:提案書)	8
・仕様書の項目以外で、加東市にとって特筆すべき有益な提案がなされているか (様式第7号の②:提案書)	5
・学習支援員の確保方法及び研修方法が具体的に示されているか (様式第7号の③:提案書)	5
・業務の実施計画及びスケジュールが具体的に示されているか (様式第7号の③:提案書)	7
会場運営及び送迎	15
・欠席が続く支援対象者がした場合の対応策が具体的に示されているか ・学習支援員と支援対象者及び保護者とのトラブル対策が具体的に示されているか (様式第7号の④:提案書)	8
・送迎の方法及び安全確保の取り組みが具体的に示されているか (様式第7号の④:提案書)	7
その他	5
防災、緊急時等の対策、感染症への対策、食物等アレルギーへの対策、支援対象者等 の個人情報保護対策は十分か(様式第7号の④:提案書)	5
発表時の対応等	5
質問に対する応答が迅速でかつ明確で、業務の正確性や業務遂行能力及びコミュニ ケーション能力の高さが感じられるか	5
合計	100

採点基準

	基 準	配点10	配点8	配点7	配点5	配点4	配点3
(1)	特に優れている	10	8	7	5	4	3
(2)	優れている	8	6.4	5.6	4	3.2	2.4
(3)	普通	6	4.8	4.2	3	2.4	1.8
(4)	やや劣っている	4	3.2	2.8	2	1.6	1.2
(5)	劣っている	2	1.6	1.4	1	0.8	0.6